

令和5年度 梅林小学校いじめ防止基本方針

令和5年3月31日改訂

文部科学省は平成25年10月11日、同年6月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的方策を策定し、学校が実施すべき取組内容を明記しました。

梅林小学校でもいじめ防止等のために既存の「特別支援・児童指導委員会」を中心に、学校の教育活動全体を通じて、いじめの防止、早期発見、教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備、推進に取り組めます。また、いじめ認知の際には必要に応じ「梅林小学校いじめ防止対策委員会」を設置し、事実の把握・指導の方針を迅速に行い、初期対応・中長期対応・二次的トラブル防止等全職員で組織的に取り組めます。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

「いじめ」の定義

「梅林小学校いじめ防止対策委員会」では「いじめ防止対策推進法」で定められているように梅林小学校における「いじめ」を『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』と定義する。

いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を見出す。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識にたつ必要がある。

2 「梅林小学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 「梅林小学校いじめ防止対策委員会」の構成

校長・副校長・児童支援専任・養護教諭・各学年主任で構成する。必要に応じて心理や福祉等の専門家（学校カウンセラー・スクールソーシャルワーカー）及び他機関とも連携する。（磯子警察、南部児童相談所、子ども家庭地域支援センター、南部学校教育事務所等）

また、定例で行う児童指導・特別支援教育委員会では、防止対策について継続的に話し合い、全職員がいじめ防止を目指し取り組む。

(2) 組織の役割

「梅林小学校いじめ防止対策委員会」はいじめ事案に対して中核となり、組織的に取り組む。いじめの疑いがあるときは担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。特に重大事態が起こった場合は、中核となって調査を行う。

(3) 委員会の活動内容

- ・毎月、委員会を実施（職員会議を実施する月には全職員参加）
- ・委員会では情報を共有し、学校全体で「いじめ」に敏感に反応する姿勢を培う

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) 未然防止〈いじめの起こらない学校風土づくり〉《最重要課題》

- 規律のある学校生活と楽しく分かる授業実践
- 道徳教育・たてわり活動の充実
- 日頃の一人ひとりの観察
- いじめを許さない教師の毅然とした指導
- いじめを見抜く人権感覚を磨く研修・研究の充実
- Y-Pアセスメントや社会的スキル横浜プログラムの効果的な実施
- いじめアンケートの定期的な実施と活用
 - ・市いじめアンケートは年2回（5月と11月）
 - アンケート結果から適宜、教育相談を行い対応
 - ・簡易アンケートを5月から毎月実施
 - アンケート結果から適宜、教育相談を行い対応
- あらゆる場面での教育相談
- 保護者・地域との信頼関係構築

(2) いじめの早期発見

- 児童の些細な変化を見逃さない放置しない教師の目
- 保護者・地域からの情報収集
- アンケートの活用

(3) いじめに対する措置

【初期対応】

- 事実・指導の方針の共有化と迅速な対応（於いじめ防止対策委員会）
 - ・被害児童からの丁寧な聞き取りと心のケア
 - ・正確な実態把握と加害児童への聞き取りと指導
 - ・被害児童の保護者への説明及び意向確認
 - ・加害児童の保護者への説明及び指導依頼
 - ・いじめが起きた集団への指導
- 二次的なトラブル防止の対応の徹底

【中・長期対応】〈いじめを許さない学校風土づくり〉

- いじめを許さない児童間の世論づくり
- 地域・保護者を巻き込んだいじめ根絶の意識の啓蒙
- 相談体制の改善と充実
- 児童会主体による取組の推進

(4) いじめの解消

- ・いじめに係る行為がやんでいる状態が相当の期間継続している（発生から3ヶ月）
- ・心身の苦痛を感じていないと当該児童と保護者に面談等による確認で認められること。
- ・いじめ防止対策委員会で上記の2点の確認が取れ、委員全員が了承して解消とする。

(5) 教職員の研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を特別支援教育の視点から行う。また「いじめ防止対策委員会」では、法の確実な運用を行うための研修を行う。

(6) 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」などを活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	毎月	組織	内容
4	全職員によるいじめ防止 対応・報告・再発防止 調査	児童指導特別支援教育委員会 職員会議 いじめ防止対策委員会	年度計画、役割分担、共通理解事項（スタンダード） 児童理解 いじめ研修
5		児童指導特別支援教育委員会 職員会議 各学級 いじめ防止対策委員会	児童理解のための全体会 児童理解・いじめ研修 記名式いじめアンケート実施① 対応 児童理解
6		児童指導特別支援教育委員会 職員会議 いじめ防止対策委員会	児童理解、月目標、梅林小生活のきまり、夏休みのきまり 児童理解・いじめ研修 児童理解
7		職員会議 いじめ防止対策委員会	児童理解・いじめ研修 児童理解・アンケート結果考察
8・9		児童指導特別支援教育委員会 いじめ防止対策委員会	児童理解（夏休み中の児童の様子から） 児童理解
10		職員会議 いじめ防止対策委員会	児童理解・いじめ研修 児童理解
11		児童指導特別支援教育委員会 職員会議 いじめ防止対策委員会	児童理解 人権週間の取組・いじめアンケート実施について 冬休み 児童理解・いじめ研修
12		各学級 人権週間 職員会議 いじめ防止対策委員会	いじめアンケート実施②集約 対応【横浜市いじめ防止月間】 人権週間取り組み実施 児童理解・いじめ研修 児童理解
1		職員会議 児童指導特別支援教育委員会 いじめ防止対策委員会	児童理解・いじめ研修・児童理解 いじめアンケート結果について 児童理解
2		児童指導特別支援教育委員会 職員会議 いじめ防止対策委員会	年度振り返り 次年度へ向け 児童理解・いじめ研修 児童理解
3		職員会議 いじめ防止対策委員会	児童理解・いじめ研修 児童理解のための全体会（引き継ぎ事項）

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）

【発生の報告】

重大事態が認められた場合、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、本校のいじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。